

長野県環境影響評価条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2） （<u>条例別表の16の規則で定める事業</u>）</p> <p>第3条の2 <u>条例別表の16の規則で定める事業は、別表第1の1の項から15の項まで又は17の項の第1種事業の要件の欄又は第2種事業の要件の欄に掲げる要件のいずれかに該当する一の事業とする。</u> （第2種事業の判定の基準）</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項（同条第4項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 （1）・（2） （略） （3） 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。 ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路 イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項の指定地域 ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域 エ 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域 <u>オ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域</u> カ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域 キ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定さ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第3条</u>）</p> <p>（第2種事業の判定の基準）</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項（同条第4項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 （1）・（2） （略） （3） 第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。 ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路 イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項の指定地域 ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域 エ 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域 オ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域 カ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定さ</p>

改正案	現行
<p>れた自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域</p> <p>ク 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域</p> <p>ケ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域</p> <p>コ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域</p> <p>サ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</p> <p>シ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域</p> <p>ス 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域</p> <p>セ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域</p> <p>ソ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域</p> <p>タ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域</p> <p>チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域</p> <p>ツ 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区</p> <p>テ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）</p> <p>ト 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念</p>	<p>れた自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域</p> <p>キ 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域</p> <p>ク 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域</p> <p>ケ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</p> <p>コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域</p> <p>カ 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域</p> <p>シ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域</p> <p>ス 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域</p> <p>セ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域</p> <p>ソ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域</p> <p>タ 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区</p> <p>チ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）</p> <p>ツ 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念</p>

改正案		現行													
<p>物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）</p> <p>ナ アからトまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附則別表) (附則第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>許可、認可その他の行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建設</td> <td> (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可 </td> </tr> <tr> <td>2～14 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	許可、認可その他の行為	1 道路の建設	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可	2～14 (略)	(略)	<p>物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）</p> <p>テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附則別表) (附則第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>許可、認可その他の行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建設</td> <td> (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可 </td> </tr> <tr> <td>2～14 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	許可、認可その他の行為	1 道路の建設	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可	2～14 (略)	(略)
区分	許可、認可その他の行為														
1 道路の建設	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可														
2～14 (略)	(略)														
区分	許可、認可その他の行為														
1 道路の建設	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更 (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可 (5) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、同条第4項、第7条の12第1項、同条第4項、第8条第1項又は同条第4項の規定による許可														
2～14 (略)	(略)														
<p>(別表第1) (第2条、第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1種事業の要件</th> <th>第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	1 道路の建設	(略)	(略)	<p>(別表第1) (第2条、第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1種事業の要件</th> <th>第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	1 道路の建設	(略)	(略)
区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件													
1 道路の建設	(略)	(略)													
区分	第1種事業の要件	第2種事業の要件													
1 道路の建設	(略)	(略)													

改正案			現行		
2 ダムの建設	(略)	(略)	2 ダムの建設	(略)	(略)
3 鉄道の建設	(略)	(略)	3 鉄道の建設	(略)	(略)
4 飛行場の建設	(1) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上空港等(以下「陸上空港等」という。)及びその施設の設置の事業	滑走路の延長を伴う陸上空港等及びその施設の変更の事業(滑走路を375メートル以上延長するものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)	4 飛行場の建設	(1) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上飛行場又は自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上飛行場(以下「陸上飛行場」という。)及びその施設の設置の事業	滑走路の延長を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業(滑走路を375メートル以上延長するものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)
5 工場又は事業場の建設	(略)	(略)	5 工場又は事業場の建設	(略)	(略)
6 電気工作物の建設	(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物(以下「事業用電気工作物」という。)であって、水力を原動力とする発電用のもの(以下「水力発電所」という。)の設置の事業(出力が1万5,000キロワット以上である水力発電所を設けるものに限る。) (2) 水力発電所の規模の変更の事業(出力が1万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。) (3) 事業用電気工作物であって、地熱を原動力とする	(1) 太陽光発電所の設置の事業(森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計が20ヘクタール以上であるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(7)に掲げる要件に該当するものを除く。) (2) 太陽光発電所の規模の変更の事業(森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計が20ヘクタール以上増加するものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(8)に掲げる要件に該当するものを除く。)	6 風力発電所の建設	(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定する事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの(以下「風力発電所」という。)の設置の事業(出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。) (2) 風力発電所の規模の変更の事業(出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)	

改正案		現行			
	<p>る発電用のもの（以下「地熱発電所」という。）の設置の事業（出力が5,000キロワット以上である地熱発電所を設けるものに限る。）</p> <p>(4) 地熱発電所の規模の変更の事業（出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）</p> <p>(5) 事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置の事業（出力が5,000キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。）</p> <p>(6) 風力発電所の規模の変更の事業（出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）</p> <p>(7) 事業用電気工作物であって、太陽光を電気に変換するもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置の事業（太陽光発電所の用に供される敷地（以下「太陽光発電所敷地」という。）の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>(8) 太陽光発電所の規模の変更の事業（太陽光発電所</p>				

改正案			現行		
	敷地の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。) (9) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第2号に規定する送電線路(架空のものに限る。以下「送電線路」という。)の設置(支持物の設置(現に存する支持物の建替えのために行われる場合を除く。))を伴うものに限る。)の事業(電圧が17万ボルト以上で、かつ、こう長の合計が1キロメートル以上である送電線路を設けるものに限る。)				
7 廃棄物処理施設の建設	(略)	(略)	7 廃棄物処理施設の建設	(略)	(略)
8~14 (略)	(略)	(略)	8~14 (略)		
15 土石の採取又は鉱物の掘採	(略)	(略)	15 土石の採取又は鉱物の掘採	(略)	(略)
16 工作物の造成	工作物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「工作物の用に供する一団の土地」という。)の造成の事業(工作物の用に供する一団の土地の面積	工作物の用に供する一団の土地の造成の事業(森林の区域等における工作物の用に供する一団の土地の面積の合計が30ヘクタール以上であるものとし、この項の第1種事業の欄に掲げる要件に該当するものを除く。)			

改正案			現行		
	が50ヘクタール以上であるものに限る。)				
17 複合事業	住宅団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業、太陽光発電所の設置の事業、太陽光発電所の規模の変更の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの(次の算式により算定した数値が1以上のものに限る。) 算式 $A + B + \frac{C + D + E + F + G + H + I}{50}$ 算式の符号(単位ヘクタール) A 住宅団地の造成の事業の住宅団地の面積 B 流通業務団地の造成の事業の流通業務団地の面積	太陽光発電所の設置の事業、太陽光発電所の規模の変更の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの(次の算式により算定した数値が1以上のものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。) 算式 $A + B + \frac{C + D + E + F + G + H + I}{30}$	16 複合事業	住宅団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの(次の算式により算定した数値が1以上のものに限る。) 算式 $A + B + \frac{C + D + E + F + G}{50}$ 算式の符号(単位ヘクタール) A 住宅団地の造成の事業の住宅団地の面積 B 流通業務団地の造成の事業の流通業務団地の面積	ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業、ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業、その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業、工業団地の造成の事業、別荘団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの(次の算式により算定した数値が1以上のものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当するものを除く。) 算式 $A + B + C + D + E + F + G$

改正案		現行	
<p><u>C 太陽光発電所の設置の事業の太陽光発電所敷地の面積</u></p> <p><u>D 太陽光発電所の規模の変更の事業によって増加する太陽光発電所敷地の面積</u></p> <p><u>E ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業のゴルフ場・スキー場敷地の面積</u></p> <p><u>F ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加するゴルフ場・スキー場敷地の面積</u></p> <p><u>G 工業団地の造成の事業の工業団地の面積</u></p> <p><u>H 別荘団地の造成の事業の別荘団地の面積</u></p> <p><u>I 土地区画整理事業である事業の施行する土地の区域の面積</u></p>	<p>+ <u>J</u> 75</p> <p>算式の符号（単位 ヘクタール）</p> <p><u>A 太陽光発電所の設置の事業の森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計</u></p> <p><u>B 太陽光発電所の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等における太陽光発電所敷地の面積の合計</u></p> <p><u>C ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業の森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</u></p> <p><u>D ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</u></p> <p><u>E その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業の森林の区域等におけるそ</u></p>	<p><u>C ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業のゴルフ場・スキー場敷地の面積</u></p> <p><u>D ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加するゴルフ場・スキー場敷地の面積</u></p> <p><u>E 工業団地の造成の事業の工業団地の面積</u></p> <p><u>F 別荘団地の造成の事業の別荘団地の面積</u></p> <p><u>G 土地区画整理事業である事業の施行する土地の区域の面積</u></p>	<p>+ <u>H</u> 75</p> <p>算式の符号（単位 ヘクタール）</p> <p><u>A ゴルフ場等又はスキー場等の設置の事業の森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</u></p> <p><u>B ゴルフ場等又はスキー場等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるゴルフ場・スキー場敷地の面積の合計</u></p> <p><u>C その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の設置の事業の森林の区域等におけるそ</u></p>

改正案		現行	
	<p>の他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計（土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。）</p> <p><u>F</u> その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計（土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。）</p> <p><u>G</u> 工業団地の造成の事業の森林の区域等における工業団地の面積の合計</p> <p><u>H</u> 別荘団地の造成の事業の森林の区域等における別荘団地の面積の合計</p> <p><u>I</u> 土地区画整理事業である事業の森林の区域等における施行する土地の区域の面積の合計</p> <p><u>J</u> 土地区画整理事業である事業の施行する土</p>		<p>の他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計（土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。）</p> <p><u>D</u> その他のスポーツ又はレクリエーション施設等の規模の変更の事業によって増加する森林の区域等におけるその他のスポーツ・レクリエーション施設敷地の面積の合計（土地の形質を変更する面積が敷地の面積の3分の1以上である場合に限る。）</p> <p><u>E</u> 工業団地の造成の事業の森林の区域等における工業団地の面積の合計</p> <p><u>F</u> 別荘団地の造成の事業の森林の区域等における別荘団地の面積の合計</p> <p><u>G</u> 土地区画整理事業である事業の森林の区域等における施行する土地の区域の面積の合計</p> <p><u>H</u> 土地区画整理事業である事業の施行する土</p>

改正案			現行		
		地の区域（Iに係る部分を除く。）の面積			地の区域（Gに係る部分を除く。）の面積
(備考) 1	「車線」とは、一縦列の自動車 ^を 安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（次に掲げるものを除く。）をいう。		(備考) 1	「車線」とは、一縦列の自動車 ^を 安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（次に掲げるものを除く。）をいう。	
	(1) 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車道の部分			(1) 上り ^勾 配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車道の部分	
	(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)	
2	「森林の区域等」とは、次に掲げる区域をいう。		2	「森林の区域等」とは、次に掲げる区域をいう。	
	(1) 森林法第2条第1項に規定する森林（同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林に限る。）の区域			(1) 森林法第2条第1項に規定する森林（同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林に限る。）の区域	
	(2) 自然公園法第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域			(2) 自然公園法第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域	
	(3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域			(3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域	
	(4) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域			(4) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域	
	(5) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域			(5) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域	
	(6) 長野県水環境保全条例第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域			(6) 長野県水環境保全条例第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域	
	(7) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域				
	(8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域				
	(9) 長野県希少野生動植物保護条例第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域			(7) 長野県希少野生動植物保護条例第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域	
	(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域				
	(11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第				

改正案			現行		
2条1の規定により指定された湿地の区域 (12) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致 地区の区域 (別表第2) (第35条関係)			(別表第2) (第35条関係)		
事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件	事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)	(略)	(略)	1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除く。)	(略)	(略)
2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	(略)	(略)	2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	(略)	(略)
3 ダムの建設	(略)	(略)	3 ダムの建設	(略)	(略)
4 鉄道の建設	(略)	(略)	4 鉄道の建設	(略)	(略)
5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。	5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	陸上空港等及びその施設の	新たに陸上空港等及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未		陸上飛行場及びその施設の	新たに陸上飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未

改正案			現行		
	区域の位置	満であること。		区域の位置	満であること。
6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	修正後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が20パーセント以上増加しないこと。	6 工場又は事業場の建設	対象事業の排出ガス量	修正後の対象事業の排出ガス量が10万立方メートル未満であり、又は対象事業の排出ガス量が20パーセント以上増加しないこと。
7 電気工作物の建設（水力発電所に係るものに限る。）	水力発電所の出力 ダムの貯水区域の位置 ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	水力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。	7 風力発電所の建設	風力発電所の出力 対象事業実施区域の位置	風力発電所の出力が20パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
8 電気工作物の建設（地熱発電所及び風力発電所に係るものに限る。）	地熱発電所又は風力発電所の出力 対象事業実施区域の位置	地熱発電所又は風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
9 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	太陽光発電所敷地の位置	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が修正前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。			
10 電気工作物の建設（送電線路に係るものに限る。）	送電線路のこう長 対象事業実施区域の位置	送電線路のこう長が20パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
11 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物焼却施設の建設）	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力又は産業廃棄物	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が20パーセント以上増加しないこと。	8 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物焼却施設の建設）	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力又は産業廃棄物	ごみ焼却施設の処理能力又は産業廃棄物焼却施設の処理能力が20パーセント以上増加しないこと。

改 正 案			現 行		
物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	焼却施設の処理能力		物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	焼却施設の処理能力	
	し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が20パーセント以上増加しないこと。		し尿処理施設の処理能力	し尿処理施設の処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。	9 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	埋立容量	埋立容量が20パーセント以上増加しないこと。		埋立容量	埋立容量が20パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号のイに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号のロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号のハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
13 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	新たに終末処理場敷地となる部分の面積が修正前の終末処理場敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、3へ	10 下水道終末処理場の建設	終末処理場敷地の位置	新たに終末処理場敷地となる部分の面積が修正前の終末処理場敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、3へ

改正案			現行				
		クータル未満であること。			クータル未満であること。		
14	スポーツ 又はレクリ エーション 施設の建設	ゴルフ場・スキ ー場敷地又は その他のスポ ーツ・レクリエ ーション施設 敷地（以下「ス ポーツ・レクリ エーション施 設敷地」とい う。）の位置	新たにスポーツ・レクリエーション施 設敷地となる部分の面積が修正前のス ポーツ・レクリエーション施設敷地の面 積の10パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール未満であること。	11	スポーツ 又はレクリ エーション 施設の建設	ゴルフ場・スキ ー場敷地又は その他のスポ ーツ・レクリエ ーション施設 敷地（以下「ス ポーツ・レクリ エーション施 設敷地」とい う。）の位置	新たにスポーツ・レクリエーション施 設敷地となる部分の面積が修正前のス ポーツ・レクリエーション施設敷地の面 積の10パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール未満であること。
15	土地区画 整理事業	施行する土地 の区域の位置	新たに施行する土地の区域となる部 分の面積が修正前の施行する土地の区 域の面積の10パーセント未満であり、か つ、20ヘクタール未満であること。	12	土地区画 整理事業	施行する土地 の区域の位置	新たに施行する土地の区域となる部 分の面積が修正前の施行する土地の区 域の面積の10パーセント未満であり、か つ、20ヘクタール未満であること。
16	住宅団地 の造成	住宅団地の位 置	新たに住宅団地となる部分の面積が 修正前の住宅団地の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、4ヘクタール未満 であること。	13	住宅団地 の造成	住宅団地の位 置	新たに住宅団地となる部分の面積が 修正前の住宅団地の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、4ヘクタール未満 であること。
17	工業団地 の造成	工業団地の位 置	新たに工業団地となる部分の面積が 修正前の工業団地の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、10ヘクタール未満 であること。	14	工業団地 の造成	工業団地の位 置	新たに工業団地となる部分の面積が 修正前の工業団地の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、10ヘクタール未満 であること。
18	流通業務 団地の造成	流通業務団地 の位置	新たに流通業務団地となる部分の面 積が修正前の流通業務団地の面積の10 パーセント未満であり、かつ、4ヘクタ ール未満であること。	15	流通業務 団地の造成	流通業務団地 の位置	新たに流通業務団地となる部分の面 積が修正前の流通業務団地の面積の10 パーセント未満であり、かつ、4ヘクタ ール未満であること。
19	別荘団地 の造成	別荘団地の位 置	新たに別荘団地となる部分の面積が 修正前の別荘団地の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、10ヘクタール未満 であること。	16	別荘団地 の造成	別荘団地の位 置	新たに別荘団地となる部分の面積が 修正前の別荘団地の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、10ヘクタール未満 であること。
20	土石の採 取又は鉱物	採取又は掘採 の用に供され	新たに採取又は掘採の用に供される 場所となる部分の面積が修正前の採取	17	土石の採 取又は鉱物	採取又は掘採 の用に供され	新たに採取又は掘採の用に供される 場所となる部分の面積が修正前の採取

改正案			現行		
の掘採	る場所の位置	又は掘採の用に供される場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。	の掘採	る場所の位置	又は掘採の用に供される場所の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
21 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供する一団の土地の位置	新たに工作物の用に供する一団の土地となる部分の面積が修正前の工作物の用に供する一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。			
22 複合事業	別表第1の17の項に掲げる算式により算定した数値に係る対象事業が実施されるべき区域(以下「複合事業実施区域」という。)の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が修正前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の17の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。	18 複合事業	別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値に係る対象事業が実施されるべき区域(以下「複合事業実施区域」という。)の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が修正前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。

(備考) 1 別表第1の備考の1は、この表において準用する。
 2 「設計速度」とは、道路の設計の基礎となる自動車の速度をいう。

(備考) 1 別表第1の備考の1は、この表において準用する。
 2 「設計速度」とは、道路の設計の基礎となる自動車の速度をいう。

(別表第3) (第46条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除	(略)	(略)

(別表第3) (第46条関係)

事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除	(略)	(略)

改正案			現行		
く。)			く。)		
2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	(略)	(略)	2 道路の建設 (別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものに限る。)	(略)	(略)
3 ダムの建設	(略)	(略)	3 ダムの建設	(略)	(略)
4 鉄道の建設	(略)	(略)	4 鉄道の建設	(略)	(略)
5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。	5 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	陸上空港等及びその施設の区域の位置	新たに陸上空港等及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。		陸上飛行場及びその施設の区域の位置	新たに陸上飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の陸上空港等周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。		利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の陸上飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
6 工事又は事業場の建設	(略)	(略)	6 工事又は事業場の建設	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

改正案			現行		
	(略)	(略)		(略)	(略)
7 電気工作物の建設(水力発電所に係るものに限る。)	水力発電所の出力	水力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	7 風力発電所の建設	風力発電所の出力	風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム ^{の貯水区域の位置}	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。		対象事業実施区域 ^{の位置}	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	ダム ^{のコンクリートダム又はフィルダムの別}				
	対象事業実施区域 ^{の位置}	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。			
8 電気工作物の建設(地熱発電所に係るものに限る。)	地熱発電所の出力	地熱発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。			
	対象事業実施区域 ^{の位置}	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。			
	蒸気井又は還元井 ^{の位置}	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。			
9 電気工作物の建設(風力発電所に係るものに限る。)	風力発電所の出力	風力発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。			
	対象事業実施区域 ^{の位置}	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			

改正案			現行		
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。			
10	電気工作物の建設(太陽光発電所敷地の位置(太陽光発電所に係るものに限る。))	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が変更前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。			
11	電気工作物の建設(送電線路のこう長(送電線路に係るものに限る。))	送電線路のこう長が10パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
12	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	(略)	8	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。)	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
13	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。)	(略)	9	廃棄物処理施設の建設(一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。)	(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
14	下水道終末処理場の建設	(略)	10	下水道終末処理場の建設	(略)
15	スポーツ又はレクリエー	(略)	11	スポーツ又はレクリエー	(略)

改正案			現行										
シオン施設の建設			シオン施設の建設										
16 土地区画整理事業	(略)	(略)	12 土地区画整理事業	(略)	(略)								
	(略)	(略)		(略)	(略)								
17 住宅団地の造成	(略)	(略)	13 住宅団地の造成	(略)	(略)								
18 工業団地の造成	(略)	(略)	14 工業団地の造成	(略)	(略)								
19 流通業務団地の造成	(略)	(略)	15 流通業務団地の造成	(略)	(略)								
20 別荘団地の造成	(略)	(略)	16 別荘団地の造成	(略)	(略)								
21 土石の採取又は鉤物の掘採	(略)	(略)	17 土石の採取又は鉤物の掘採	(略)	(略)								
22 工作物の用に供する一団の土地の造成	工作物の用に供する一団の土地の位置	新たに工作物の用に供する一団の土地となる部分の面積が変更前の工作物の用に供する一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。											
23 複合事業	複合事業実施区域の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が変更前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の17の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。	18 複合事業	複合事業実施区域の位置	新たに複合事業実施区域となる部分の面積が変更前の複合事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、新たに複合事業実施区域となる部分の面積について別表第1の16の項に掲げる算式により算定した数値が0.2未満であること。								
<p>(備考) 別表第1の備考の1及び別表第2の備考の2は、この表において準用する。</p> <p>(別表第4) (第51条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>許可、認可その他の行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建</td> <td>(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の</td> </tr> </tbody> </table>			区分	許可、認可その他の行為	1 道路の建	(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の	<p>(備考) 別表第1の備考の1及び別表第2の備考の2は、この表において準用する。</p> <p>(別表第4) (第51条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>許可、認可その他の行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建</td> <td>(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の</td> </tr> </tbody> </table>			区分	許可、認可その他の行為	1 道路の建	(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の
区分	許可、認可その他の行為												
1 道路の建	(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の												
区分	許可、認可その他の行為												
1 道路の建	(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の												

改正案		現行	
設	<p>決定若しくは変更又は同法第74条の規定による認可</p> <p>(2) 道路運送法第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可</p> <p>(3) 土地改良法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更</p> <p>(4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可</p> <p>(5) <u>道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項又は第10条第1項若しくは第4項の規定による許可</u></p>	設	<p>決定若しくは変更、<u>同法第74条第1項の規定による協議又は同条第2項の規定による認可</u></p> <p>(2) 道路運送法第47条第1項の規定による免許又は同法第66条第1項の規定による認可</p> <p>(3) 土地改良法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更</p> <p>(4) 森林法第10条の2第1項の規定による許可</p> <p>(5) <u>道路整備特別措置法第3条第1項、同条第6項、第10条第1項、同条第4項、第18条第1項若しくは同条第4項の規定による許可又は同項の規定による協議</u></p>
2 ダムの建設	<p>(1) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可、同法第87条第1項、<u>第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第87条の3第1項若しくは第7項若しくは第96条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更</u></p> <p>(2) 特定多目的ダム法第4条第5項の基本計画の作成又は変更</p> <p>(3) 水道法第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可</p> <p>(4) 工業用水道事業法第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定による認可</p> <p>(6) 河川法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可（河川法施行令第45条第2号に係る場合に限る。）又は同法第95条の規定による協議</p>	2 ダムの建設	<p>(1) 土地改良法第5条第1項、第48条第1項、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の規定による認可、同法第87条第1項若しくは第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定、<u>同法第87条の3第1項若しくは第7項の規定による土地改良事業計画の変更又は同法第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による協議及び同意</u></p> <p>(2) 特定多目的ダム法第4条第5項の基本計画の作成又は変更</p> <p>(3) 水道法第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可</p> <p>(4) 工業用水道事業法第3条第2項又は第6条第2項の規定による許可</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定による認可</p> <p>(6) 河川法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可、同法第79条第1項の規定による認可（河川法施行令第45条第2号に係る場合に限る。）又は同法第95条の規定による協議</p>
3 鉄道の建設	<p>(1) 鉄道事業法第8条第1項、第9条第1項（第12</p>	3 鉄道の建設	<p>(1) 鉄道事業法第8条第1項、第9条第1項（第12</p>

改正案		現行	
設	条第4項において準用する場合を含む。)又は第12条第1項の規定による認可	設	条第4項において準用する場合を含む。)又は第12条第1項の規定による認可
4 飛行場の建設	(1) 航空法第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可又は同法第55条の2第3項において準用する第38条第3項の規定による告示 (2) 自衛隊法第107条第2項において準用する航空法第49条第1項の告示	4 飛行場の建設	(1) 航空法第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可又は同法第55条の2第2項において準用する第38条第3項の規定による告示 (2) 自衛隊法第107条第2項において準用する航空法第49条第1項の告示
5 工場又は事業場の建設	(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認 (2) ガス事業法第36条の2第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可 (3) 工場立地法第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出 (4) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出	5 工場又は事業場の建設	(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認 (2) ガス事業法第36条の2第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第37条の2の規定による許可 (3) 工場立地法第6条第1項、第8条第1項又は附則第3条第1項の規定による届出 (4) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
6 電気工作物の建設(太陽光発電所に係るものを除く。)	電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出	6 風力発電所の建設	電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
7 電気工作物の建設(太陽光発電所に係るものに限る。)	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出 (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可		
8 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出	7 廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の規定による許可又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出
9 下水道終末処理場の	下水道法第4条第2項又は第25条の11第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議	8 下水道終末処理場の	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可

改正案		現行	
建設		建設	
10 スポーツ 又はレクリ エーション 施設の建設	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可	9 スポーツ 又はレクリ エーション 施設の建設	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
11 土地区画 整理事業	土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第52条第1項、第55条第12項、第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可	10 土地区画 整理事業	土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第52条第1項、第55条第12項、第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可
12 住宅団地 の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 地方住宅供給公社法第28条の規定による意見の聴取 (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可	11 住宅団地 の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 地方住宅供給公社法第28条の規定による意見の聴取 (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
13 工業団地 の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可	12 工業団地 の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
14 流通業務 団地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可	13 流通業務 団地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
15 別荘団地 の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可	14 別荘団地 の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
16 土石の採	(1) 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定	15 土石の採	(1) 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定

改正案		現行	
取又は鉱物の掘採	による認可又は同法第42条の2の規定による協議 (2) 鉱業法第63条第2項の規定による認可 (3) 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可又は同法第43条の規定による協議	取又は鉱物の掘採	による認可又は同法第42条の2の規定による協議 (2) 鉱業法第63条第2項の規定による認可 (3) 砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可又は同法第43条の規定による協議
17 工作物の用に供する一団の土地の造成	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可		